

様式コード
4 3 0 0

国民年金 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

提出者情報	事業所所在地	届出記入の基礎年金番号(個人番号)に誤りがないことを確認しました。			
	事業所名称				
	事業主氏名				
	電話番号				
事業主等受付年月日		令和	年	月	日

公立学校共済組合組合員証 記号番号
公立 阪

日本年金機構

A. 配偶者(第2号被保険者)欄	① 氏名	(フリガナ)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	③ 性別	1. 男性 2. 女性	
	④ 基礎年金番号[個人番号]									
	⑤ 住所	〒 - 都道 府県								

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. 第3号被保険者(被扶養配偶者)欄	① 氏名	この届の提出をもって届出の意思を示し、記載のとおり届出します。 令和 年 月 日 日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名) ※届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します <input type="checkbox"/>			② 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月	日	③ 性別(被扶)	1. 夫 3. 夫(未届) 2. 妻 4. 妻(未届)	
		④ 基礎年金番号[個人番号]										
		⑤ 外国籍			⑥ 外国人通称名	(フリガナ)						
		⑦ 住所	〒 - 1. 同居 2. 別居 ※同居の場合も住所を記入してください。 ※海外居住者は国内協力者住所を記入してください。なお、協力者が親族の場合は協力者氏名及び続柄を備考に記入してください。			⑧ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他 ()					
		⑨ 第3号被保険者になった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑩ 理由	1. 配偶者の就職 4. 収入減少 2. 婚姻 5. その他 3. 離職 ()		⑭ 届出意思確認済み 備考		
		⑪ 配偶者の加入制度	36. 地方公務員等共済組合			31. 厚生年金保険 (短期組合員はこちら)						
	⑫ 第3号被保険者でなくなった日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	⑬ 理由	1. 死亡(令和 年 月 日) 2. 離婚 3. 収入増加 6. その他()					
	右の⑮~⑱の欄は、 海外へ転出した場合や 海外から転入した場合に いずれかを○で囲み、記	⑮ 1. 海外特例要件該当	海外特例要件に該当した日	9. 令和	年	月	日	⑯ 理由	1. 留学 4. 海外婚姻 2. 同行家族 5. その他() 3. 特定活動			
		⑰ 2. 海外特例要件非該当	海外特例要件に非該当となった日	9. 令和	年	月	日	⑱ 理由	1. 国内転入(令和 年 月 日) 2. その他()			

健康保険証の発行元に確認を受けてください。

医療保険者記入欄	組合(保険者)番号	34270017		
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。			
	届出記載の第3号被保険者は、当共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。			
	認定年月日 令和 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)			
	所在地 〒 540 - 8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目			
	名称 公立学校共済組合大阪支部 代表者等氏名 支部長 電話 06 (6941) 3164			

この届書は、以下の場合に提出していただくものです。

- ・公立学校共済組合大阪支部に加入する組合員（第2号被保険者）の配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・すでに公立学校共済組合大阪支部の被扶養者となっている配偶者が、20歳到達により国民年金第3号被保険者に該当した場合
- ・健康保険の任意継続中のため、配偶者の健康保険被扶養者にならず、国民年金第3号被保険者にのみ該当した場合
- ・国民年金第3号被保険者の収入が基準以上に増加したことによって扶養から外れた場合
- ・配偶者である組合員（第2号被保険者）と離婚した場合
- ・海外居住の方が海外特例要件に該当または非該当となる場合

・この届出では、国民年金第3号被保険者にかかる資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）・資格喪失・死亡の届出、氏名・生年月日、性別の変更（訂正）の届出、被扶養配偶者非該当、海外特例要件該当、非該当の届出をすることができます。

記入方法

<A. 配偶者（組合員）欄（第2号被保険者）>

- ①氏名 : 氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください、フリガナはカタカナで正確に記入してください。
- ②生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。
- ④基礎年金番号 : 基礎年金番号または個人番号を記入してください、基礎年金番号を記入する場合は、10桁左詰めで記入してください。
[個人番号] 個人番号を記入する場合は、下で説明の本人確認書類が必要となります、記入する番号を確認した上で、正確に記入してください。
- ⑤住所 : 住民票の住所を記入してください。

<B. 第3号被保険者（被扶養配偶者）欄>

①～④、⑦は必ず記入してください。また該当の場合は⑨～⑪を、非該当・変更の場合は⑫～⑬を記入してください。海外特例要件に該当の場合は⑮～⑯を、非該当の場合は⑰～⑱を記入してください。

- ①氏名 : 氏名は住民票に登録されている氏名を記入してください。第3号被保険者が配偶者（第2号被保険者）を通して、事業主にこの届書を提出する日付を記入してください。20歳未満または60歳以上の方は第3号被保険者には該当しませんのでご注意ください。
- ③性別（続柄） : 該当する番号を○で囲んでください。内縁関係にある場合は、「3.夫（未届）」「4.妻（未届）」のいずれかを○で囲んでください。
- ④基礎年金番号 : 基礎年金番号または個人番号を記入してください、基礎年金番号を記入する場合は、10桁左詰めで記入してください。
[個人番号] 個人番号を記入する場合は、下で説明の本人確認書類が必要となります、記入する番号を確認した上で、正確に記入してください。
- ⑥外国人通称名 : 郵便物の宛名等について、通称名での登録を希望する場合は住民票に登録された通称名を記入してください。
フリガナはカタカナで正確に記入してください。
- ⑦住所 : 配偶者（第2号被保険者）と同居または別居のどちらかを○で囲んだうえで、住民票の住所を記入してください。
※住民票の住所と別の住所に通知書の送付を希望する場合、「国民年金第3号被保険者住所変更届」に別送先を記入して本届書と併せて提出してください。
※海外居住者については、郵送物が届く国内における協力者住所（親族、第2号被保険者の勤務先住所等）を方書も含めて記入してください。
なお、⑭「備考」欄には、第3号被保険者の海外住所を記入し、国内協力者が親族の場合は国内協力者の氏名及び第3号被保険者との続柄を
下図<例1>のように記入してください。
- ⑨第3号被保険者になった日 : 第3号被保険者に該当した日を記入してください。20歳到達により第3号被保険者に該当した場合は、20歳になる誕生日の前日を記入してください
- ⑫第3号被保険者でなくなった日 : 死亡の届出の場合は死亡日の翌日を、それ以外の場合は非該当になった日を記入してください。死亡の届出の場合、①「氏名」欄に第3号被保険者の氏名を記入し、⑭「備考」欄に届出者（第2号被保険者）の氏名を記入してください。
※海外居住中、海外特例要件に該当しなくなったときや離婚等により被扶養配偶者でなくなったときなどには第3号被保険者でなくなり
ますので、⑫「第3号被保険者でなくなった日」欄および⑬「理由」欄（「6.その他」に理由）を記入してください。
- ⑭備考 : 第3号被保険者等の氏名・生年月日・性別に変更（訂正）がある場合は、非該当（変更）を○で囲んでください。
変更（訂正）前の情報と変更年月日は下図<例2>のように記入してください。
- ⑮海外特例要件に該当した日 : 海外居住者が海外特例要件に該当した日を記入してください。
- ⑰海外特例要件に非該当となった日 : 海外居住の第3号被保険者が、海外から転入して引き続き第2号被保険者である配偶者に生計を維持されているときなどには、海外特例要件に該当しなくなったことの届出が必要です。海外から国内に転入したときは転入日（日本に住所を有することになった日）を記入してください。なお、海外居住中に海外特例要件に該当しなくなったときは、⑫「第3号被保険者でなくなった日」欄に記入してください。

<例1>

⑭ 備考	海外住所：○○○○○○○○ 国内協力者：共済 太郎（父）
---------	---------------------------------

<例2>

⑭ 備考	変更前氏名：共済 三子 変更年月日：令和2年9月1日
---------	-------------------------------

<医療保険者記入欄> 公立学校共済組合大阪支部にて使用しますので、記入しないでください。

海外居住の第3号被保険者の方へ

海外居住時の海外特例要件に該当する第3号被保険者の方は、海外居住中、[海外特例要件に該当しなくなったとき] [配偶者である2号被保険者が資格喪失したとき] [当該第2号被保険者に生計を維持されなくなったとき] などには、第3号被保険者の資格喪失の届出が必要です。（なお、資格喪失後も引き続き海外居住する場合20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方は国民年金に任意加入することが可能です）。また、日本に住所を有した時や海外特例要件の事由を変更したときにも届出が必要です。

添付書類

・以下の続柄に該当する場合は添付してください。

配偶者と内縁関係にある場合 内縁関係にある両者の戸籍謄（抄）本、被保険者世帯全員の住民票の写し等

※ 提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものであること。

個人番号（マイナンバー）により届出する場合の本人確認

- ・第3号被保険者が共済組合に届書を提出するときは、共済組合においてマイナンバーが本人のものであることの確認と届書の提出を行うものが正当な番号の持ち主である事の確認を行う必要があるため、マイナンバーカード（個人番号カード）※の表・裏両面のコピーを添付してください。
- ・組合員（第2号被保険者）が第3号被保険者（被扶養配偶者）の代理人として届書を公立学校共済組合大阪支部に提出するときは、第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面コピーまたはマイナンバーが確認できる書類のコピー、およびB:第3号被保険者欄①氏名欄の「※～委任します口」に☑してください。
※：マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の①および②の書類を添付して下さい。
①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、または個人番号の表示がある住民票の写し
②身元（実在）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど顔写真のある身分証明書のコピー